

甲種受託者の名において行う封印取付け作業実施要領

一般財団法人山口県自動車振興センター

(適用)

第1条 「封印取付け委託要領」(平成18年10月4日付け国自管第86号、一部改正：令和3年12月10日付け国自情第245号)第12条に基づく、甲種受託者の名において封印を行う作業(以下「作業」という)は、この要領により業務を行わなければならない。

(封印取付け作業の範囲)

第2条 封印の作業は、「封印取付け委託要領」第12条に基づく甲種受託者の名において行うことが出来る範囲とする。

- 2 封印取付け作業を行う範囲は、契約を締結した甲種受託者の所在する山口運輸支局の管轄区域とする。

(封印の受領)

第3条 作業者が、甲種受託者から封印を受領するときは、「封印取付け委託要領の運用等」(平成18年10月4日付け国自管第86号、一部改正：令和3年12月10日付け国自情第246号)、「中国運輸局山口運輸支局封印取付け受託者準則」(平成18年10月18日付け山運達第2号、一部改正：令和3年12月21日付け山運達第3号)に基づく書類を提示するとともに、出張封印により、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納する場合、「出張封印確認書(第11号様式)」を3通(『(一財)山口県自動車振興センター提出用』・『封印取付け受託者回付用』・『山口運輸支局保管用』)、登録書類に添付し中国運輸局山口運輸支局へ提出しなければならない。

- 2 前述以外の出張封印の場合、「出張封印確認書(第11号様式)」を1通『(一財)山口県自動車振興センター提出用』、登録書類に添付し(一財)山口県自動車振興センターへ提出しなければならない。

(封印の取付け等)

第4条 封印の取付けは、当該自動車に取付けられたナンバープレート及び当該自動車の車台番号が当該検査証に記載されたナンバー及び車台番号と同一であることを確認した後でなければ、封印の取付けをしてはならない。

また、後面のナンバープレートの取付けは「ステー」にタップを立てる方法等により、封印の取付け後は封印を破壊しなければ取り外すことができなくなるように確実に取り付けられていることを確認しなければならない。

- 2 封印の取付けを行った場合には、封印取付け台帳(甲種様式1)に必要事項を記入するものとする。

(封印の取付けを行う場所)

第5条 出張により当該自動車に封印を取り付ける場所は、自動車の保管場所の確保等に

関する法律第4条第1項の書面に記載された当該自動車の保管場所とする。

- 2 出張封印を受けるユーザーが、やむを得ない理由により勤務先等の駐車場に当該自動車を保管している場合においては、ユーザーの指定する当該駐車場において封印を取り付けることも可能とする。

(旧ナンバープレート及び封印の回収)

第6条 作業者は、当該自動車から取り外した旧ナンバープレート及び封印は必ず回収し甲種受託者へ返納しなければならない。

なお、出張封印により返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納する場合、甲種受託者からの封印受領後、15日以内に第7条の出張封印完了報告とともに甲種受託者へ返納するものとする。

- 2 旧ナンバープレートが紛失、盗難等により回収できない場合は、直ちに甲種受託者へ連絡するとともに指示を受けるものとする。

(出張封印完了報告)

第7条 封印の取付けを完了したときは、封印取付け台帳に必要事項を記入するとともに、「出張封印確認書(封印取付け受託者回付用)」に必要事項を記入し、速やかに甲種受託者へ提出しなければならない。

(ナンバープレート並びに封印及び封緘の保管)

第8条 受領後におけるナンバープレート並びに封印及び封緘の保管については、紛失、盗難等の問題が生じぬよう厳重に保管しなければならない。

(打損した封印等)

第9条 作業者は、封印を打損又はき損した場合は、速やかに甲種受託者へ当該封印を返納しなければならない。

(ナンバープレート又は封印若しくは封緘の紛失)

第10条 作業者は、ナンバープレート又は封印若しくは封緘の紛失を発見したときは、直ちに甲種受託者へ報告しなければならない。

(変更届)

第11条 作業者は、氏名(法人にあっては名称)若しくは住所又は事業場の名称若しくは所在地に変更があったときは、速やかに変更届(甲種様式2)を提出しなければならない。

(帳票類の保管)

第12条 帳票類の保存期間は次のとおりとする。

(1) 封印取付け台帳 (甲種様式1) 2年

(附則)

この要領は、平成29年10月6日から実施する。

この要領は、令和3年2月1日から実施する。

この要領は、令和4年1月4日から実施する。